



補助金のスケジュール

●受付期限

補助金交付申請書類受付期限	令和9年 3月 5日
補助金実績報告書類受付期限	令和9年 3月 12日

●補助対象機器の借受証が、令和9年3月12日までに発行される見込みであることとします。

●なお、指定リース事業者への補助金の交付日程は以下の通りです。

実績報告書の提出日	補助金額の確定日	補助金交付日
～令和8年 6月22日	～令和8年 6月30日	～令和8年 7月 31日
～令和8年 9月18日	～令和8年 9月30日	～令和8年 10月 30日
～令和8年 12月17日	～令和8年 12月28日	～令和9年 1月 29日
～令和9年 3月 12日	～令和9年 3月 18日	～令和9年 3月 25日

留意事項

- ①上記の受付期間を過ぎた提出書類については、原則受け付けられないので注意のこと。
- ②上記受付期間内に提出された書類であっても、記載内容等の不備から審査に時間を要する場合については、補助金の交付がなされないことがあり得る。



補助金の交付申請に必要な書類

【補助金交付申請書】

- リース契約書の写し
- 特約又は覚書等の写し（リース先のリース料低減につながっている旨の特約が締結されている契約であること。）
- 対象機器の見積書、注文請書、売買契約書等、いずれかの1つの写し
- ESGリース促進事業補助金利用申込書の写し
- 導入機器の基準適合チェックシートの写し
- 導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写し
- （補助対象機器が複数台あり、かつ補助金交付申請書の対象機器欄に複数行入力する場合）機器別取得価格、リース総額の計算根拠資料の写し
- （補助金対象外費用を含むリース契約の場合）補助金対象外費用の計算根拠資料の写し
- 適格要件、加点要件を補足する証憑・契約先のESG要素を考慮した取組方針が確認できる資料
- その他の機構が必要と定める関連証憑

【補助金実績報告書】

- 借受証又は検収調書又はこれに類する書類の写し



補助金受領後の注意事項

- 指定リース事業者は、以下の事由が発生する場合は、速やかにリース契約変更届を環境金融支援機構に提出する必要があります。

- 補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合
- リース契約期限の利益を喪失した場合
- リース契約を合意解約した場合
- その他、補助金交付後リース契約の内容変更が生じた場合

【補助金交付決定の取消し、返還、罰則等について】

指定リース事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに環境金融支援機構が定める補助金交付規程及び補助金申請の手引きの定めるところに従って下さい。これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- 1）交付規程第17条の規定による交付決定の取消し及び補助金等の返還・加算金の請求。
- 2）指定リース事業者の指定取消の公表。

なお、本制度の補助金返還義務はリース契約の全期間において指定リース事業者が負うこととなります。

補助金制度の
お問合せは

一般社団法人環境金融支援機構 ESG リース促進事業部

東京都千代田区平河町 2-5-5 全国旅館会館 3 階

TEL 03-6261-1530 FAX 03-6261-1531 <https://esg-lease.or.jp>

※詳細についてはホームページ内の「補助金申請の手引き」をご参照下さい。



環境省
補助金事業

令和8年度

カーボンニュートラル社会構築に向けた
ESGリース促進事業 補助金制度のご案内



省エネ性能に優れた脱炭素機器のリースでの導入時には、国の補助金制度がご利用頂けます。



一般社団法人 環境金融支援機構



環境省



制度の概要

脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG要素を考慮した取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等を支援します。



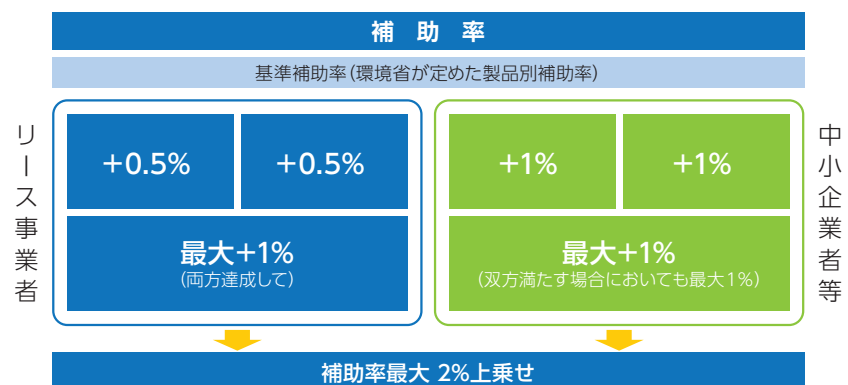
制度の仕組み

- バリューチェーン上の脱炭素化の取組を進める中小企業等が、リースにより脱炭素機器を導入する場合に、機器の種類並びにリース事業者及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、リース料総額の一定割合（1%～6%※）を補助します。
- ※機器の種類に応じて基準補助率は1%～4%。また、リース事業者やリース先（中小企業等）が先進的な取組を行っている場合は、各々の取組に対して最大1%ずつ（合計で最大2%）の補助率上乘せを行います。

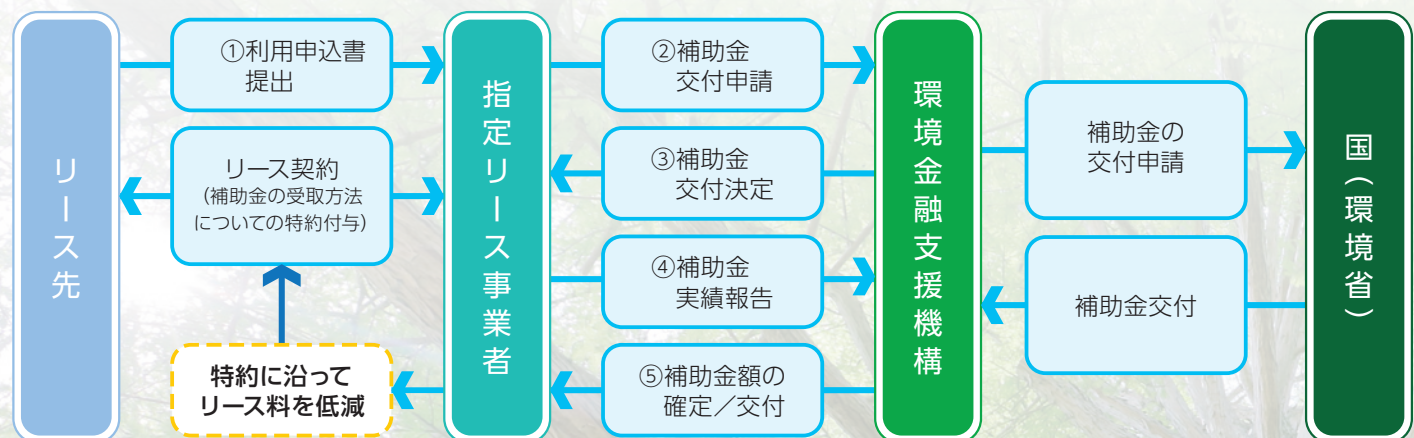
〈 補助率のイメージ図 ① 〉

指定リース事業者 \ リース先 (中小企業等)	加点となる取組要件: 無	加点となる取組要件: 有 (どちらかに該当)
加点となる取組要件: 無	基準補助率① (4%以下)	①+1.0%
加点となる取組要件: 有 (どちらかに該当)	①+0.5%	①+1.5%
加点となる取組要件: 有 (双方に該当)	①+1.0%	①+2.0%

〈 補助率のイメージ図 ② 〉



- 補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- リース先のESG要素取組方針の証憑を提出する必要があります。
- 本制度の利用を希望するリース先は、リース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したESGリース促進事業補助金利用申込書を指定リース事業者に提出する必要があります。
- 補助金は指定リース事業者に交付されますが、リース契約時に補助金全額をリース料低減に充当するという内容の特約等を交わすことが条件となります。



一般社団法人環境金融支援機構は、環境省から補助金交付事業を行う補助事業者として、公募手続きにより採択された事業者です。



利用要件

A 対象となるリース先

- 個人事業主、中小企業等であること。中小企業等は、以下のいずれかに該当するもの。
 - ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
 - ・厚生労働省受療行動調査における病院の表章区分の中・小病院（但し、療養病床を有する病院は補助対象先とする）及び医療法における医療提供施設の一部。
- 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。
- バリューチェーン上の脱炭素化に資する以下の取組を行っている者とする。

要件の内容	
(適格要件)	バリューチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。
	脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取組を行っており、バリューチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。
(加点要件)	「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)」等を通じて自社のCO2排出量について算定・開示を行っている。
	中小企業版SBT、エコアクション21等の認証を取得し、脱炭素に取り組んでいる。

B 対象となるリース契約

- リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- 解約可能であるオペレーティングリースを除くリース取引であること。
- 一リース契約のうち、補助の対象となる脱炭素機器に係るリース料の総額が、65万円以上2億円以下であること。
- リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。
- 原則、リース料支払い期間中において1年間に4回以上の均等分割払いとなっている契約であること。
- 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
- 日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。
- 中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと。
- 日本円建ての契約であること。
- 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

①補助金の対象機器の当初導入において必要と認められる据付費用、付属品等については、通常リース事業者の判断によりリース契約に含まれる範囲内において補助の対象となる。
ただし、据付費用、付属品等の合計金額は対象機器の購入価格を上限とする。
なお、メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、補助金の対象外。

②補助金の対象機器と補助金の対象外機器の両方を含む契約も利用可能。
ただし、補助金の対象機器に係るリース料のみが補助金の対象となる。

C 対象となる脱炭素機器

- 業務部門 熱源設備^(※1)、厨房用設備、空調用設備、業務用冷凍冷蔵設備、医療画像機器
 - 産業部門 建設機械、工業炉、鋳造機械、省エネ型ダイカストマシン、エネルギー変換設備、工作機械、鍛圧機械、射出成形機
- (※1) 熱源設備のうち、高効率蒸気ボイラおよび高効率温水ボイラの都市ガス、LPガス以外は対象外

①補助金の対象機器の型番情報については以下のホームページで公開している。
(医療画像機器) ESGリースのHPアドレス▶ <https://esg-lease.or.jp>
(上記以外) 低炭素投資促進機構のHPアドレス▶ https://www.teitanso.or.jp/lease/target_instrument/
※型番検索サイトの掲載情報はメーカーからの出荷時の製品情報であり、補助金の申込に際しては実際に最終的に導入される製品が基準を満たす必要がある。

②低炭素投資促進機構の検索データベースにESGリース促進事業に係る情報が掲載されておらず、掲載を希望される場合は、環境金融支援機構まで連絡すること。

※指定リース事業者は補助金申込対象機器が環境省の定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要があります。